

第1章 計画策定の趣旨

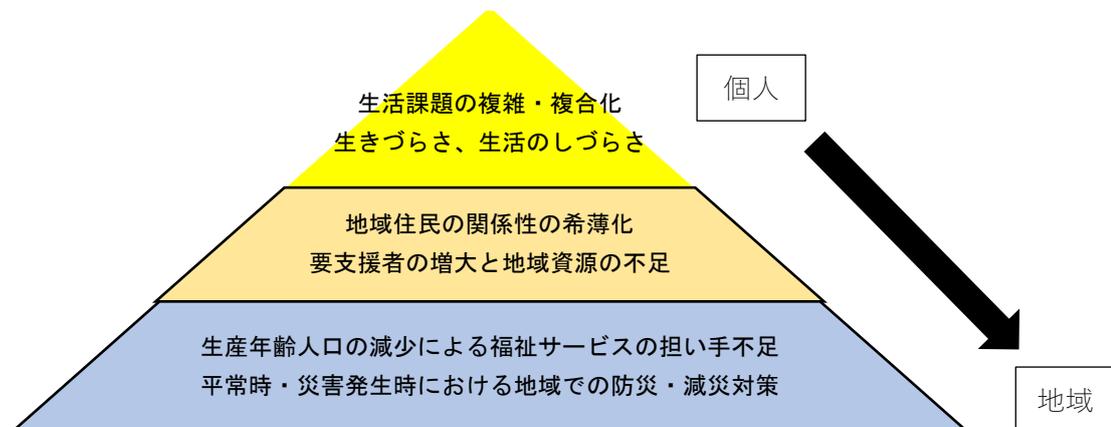
1 計画の背景と目的

近年、少子高齢化、人口減少社会の到来や市民相互の関係が希薄化していく中で、生活課題を抱えながらも相談ができず、必要な支援が届かないまま制度の狭間で孤立する方が増えています。家族や就労の形態、ライフスタイルの多様化などにより、生活課題も複雑・複合化してきており、ひきこもり、介護と育児を同時に抱えるダブルケア、8050問題のように、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは十分に課題に対応できない事例も増加しています。

このような中、本市においては生産年齢人口が減少し、社会経済を支える層が少なくなっていくに伴い、高齢者等への福祉サービスを提供する担い手も必然的に不足し、これまでのようなサービスの提供体制を維持していくことが難しくなっています。また、コロナ禍での新しい生活様式の実践や災害が多発する中で、災害の孤立防止など、多様な支援ニーズへの対応も求められており、地域や社会がこのようなニーズを受け止める力を高めていくことが一層求められています。

こうした中、本市では、高齢者、障がい者、子どもを含むすべての市民が制度や分野の枠を超え、「市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう」を地域福祉の目標に掲げ、地域福祉の充実をめざし、令和3（2021）年度を始期とする「第3期丹波市地域福祉計画」を策定し取り組んでいるところです。また、国は令和3年4月に改正された社会福祉法（以下「法」という。）に基づき、市町村において、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を新たに創設されました。

そこで、本市においてもこれまで行ってきた取組を活かしながら地域共生社会をさらに推進するために、「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



丹波市地域福祉計画 第3章 本市の地域福祉をめぐる課題認識より

■地域共生社会の理念

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方



■諸概念の整理

上位概念（政策・理念）

「地域共生社会」の実現

（法第4条第1項）

中位概念（方針・目標）

「包括的支援体制」の構築

（法第106条の3）

具体的手法（手段・方法）

「重層的支援体制整備事業」の実施

（法第106条の4）

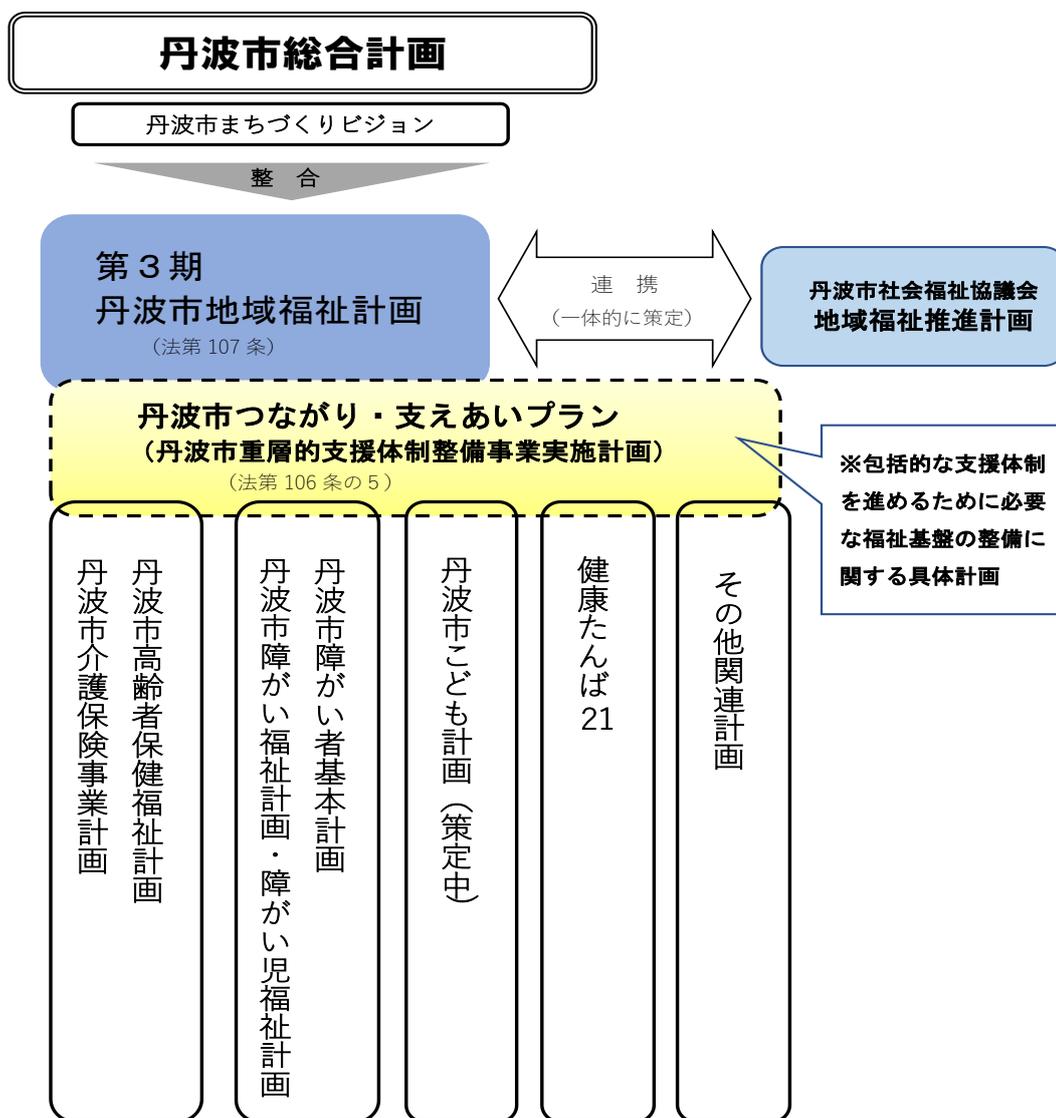
2 計画の対象

本事業の対象者は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野を問わず、各分野における困りごとや地域からの孤立など生活課題を抱える「すべての地域住民」とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、法第 106 条の 5 の規定に基づき策定するものであり、本市の上位計画である第 3 期丹波市地域福祉計画の中に基本目標として位置づけられている「包括的な支援体制を進めるために必要な福祉基盤の整備」の実施に関する具体的な計画を定めるものです。属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、高齢、障がい、子ども、生活困窮の既存事業の一部を包括化して実施する事業であることから、丹波市総合計画や地域福祉計画を上位計画とする各分野の個別計画、両輪で進める丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画との整合を図りながら、丹波市地域福祉計画の附属計画として位置づけます。なお、本計画の基本理念やSDGsについては、第 3 期丹波市地域福祉計画に準ずるものとします。

■各計画との関係性



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7(2025)年度を始期とし、令和8年度以降については、丹波市地域福祉計画、丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画に内包します。また、関連法の改正等により、基本的な事項の改定や新たに取り組むべき事項が生じた場合は必要に応じ見直しを行うものとします。

■各分野別関係計画との関係

| 計画名 | 年数 | 担当課 | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 | R6 2024 | R7 2025 | R8 2026 | R9 2027 | R10 2028 | R11 2029 | R12 2030 |
|--|----|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| 地域福祉計画 ○成年後見制度利用促進基本計画 ○子どもの貧困対策推進計画 | 5年 | 社会福祉課 | | | | | 第3期計画 | 見直し | 第4期計画 | | | |
| 重層的支援体制整備 事業実施計画 | — | 社会福祉課 | | | | 移行準備 | | | ※R8からは地域福祉計画に内包する | | | |
| 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 | 3年 | 介護保険課 | | | | 第8期計画 | | 第9期計画 | | 第10期計画 | | |
| 障がい者基本計画 | 6年 | 障がい福祉課 | | | | 第3期計画 | | 第4期計画 | | | | |
| 障がい福祉計画 障がい児福祉計画 | 6年 | 障がい福祉課 | | | | 第6期計画 | | 第7期計画 | | | | |
| | | | | | | 第2期計画 | | 第3期計画 | | | | |
| こども計画(策定中) ○子ども・若者計画 ○子どもの貧困対策推進計画 ○子ども・子育て支援事業計画 | 5年 | 子育て支援課 | | | | | | 第1期計画 | | | | |

7 重層的支援体制整備事業の概要

本事業は、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題等、従来の高齢・障がい・子ども・生活困窮といった対象者別の制度では十分に支援しきれない複雑・複合化したケースについて対応していくため、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を構築し、悩みを抱えた人・世帯に寄り添った伴走型の支援を行う仕組みをつくれるよう設けられた事業です。

また、本事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かす中で、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市内の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに『属性を問わない相談支援』、『参加支援』、『地域づくりに向けた支援』を一体的に実施することとしています。

これら3つの支援を一層効果的、円滑に実施するために、さらに「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」の2つの事業を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施することとされています。

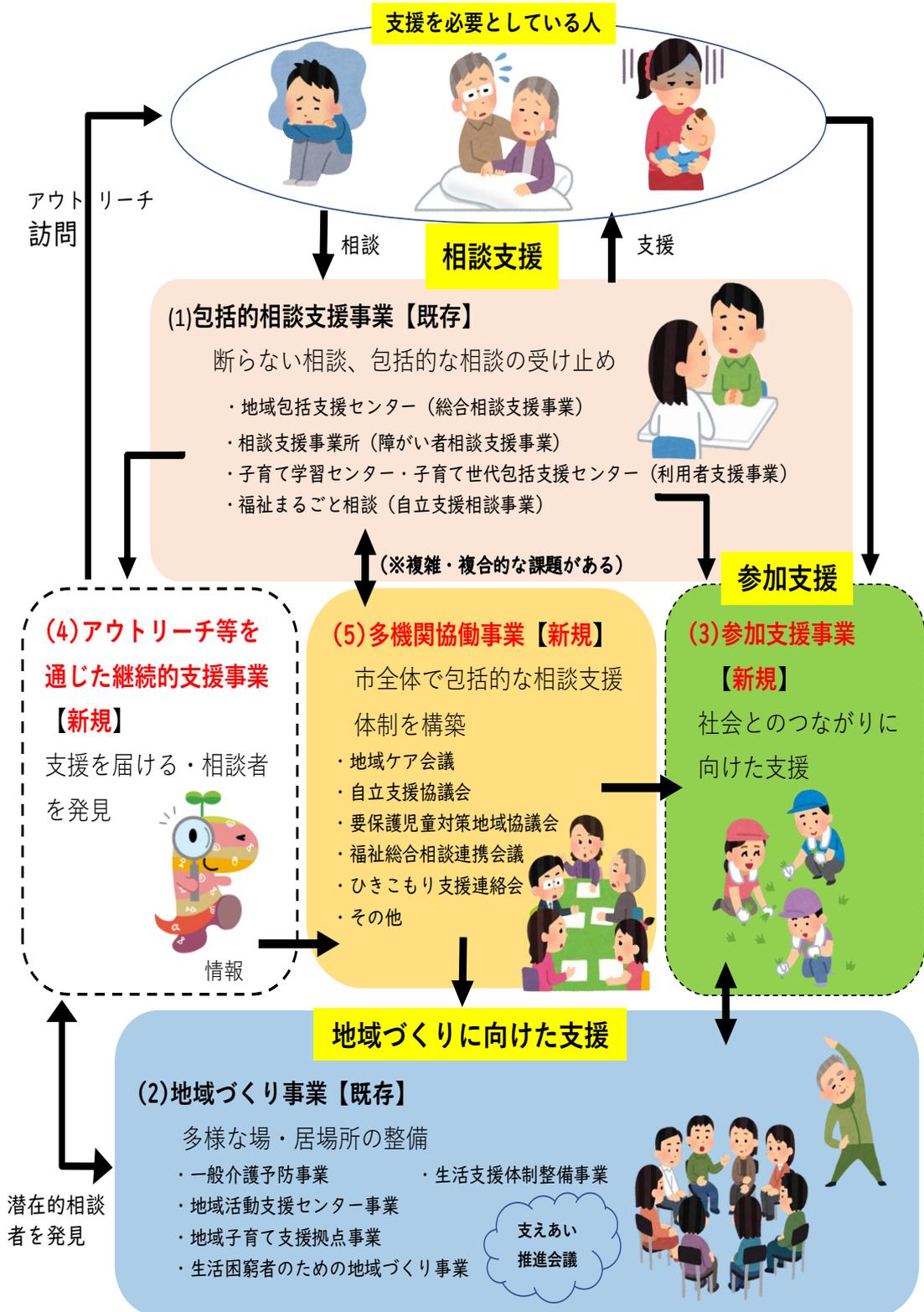
■ 具体的事業の枠組み

| No | 事業名 | 事業内容 |
|----|--|---|
| 1 | 包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号) | <ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ |
| 2 | 地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号) | <ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る |
| 3 | 参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号) | <ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う |
| 4 | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号) | <ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く |
| 5 | 多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号) | <ul style="list-style-type: none"> ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る |

一既存的事業
実施の

新規事業

■丹波市における重層的支援体制整備事業の全体像

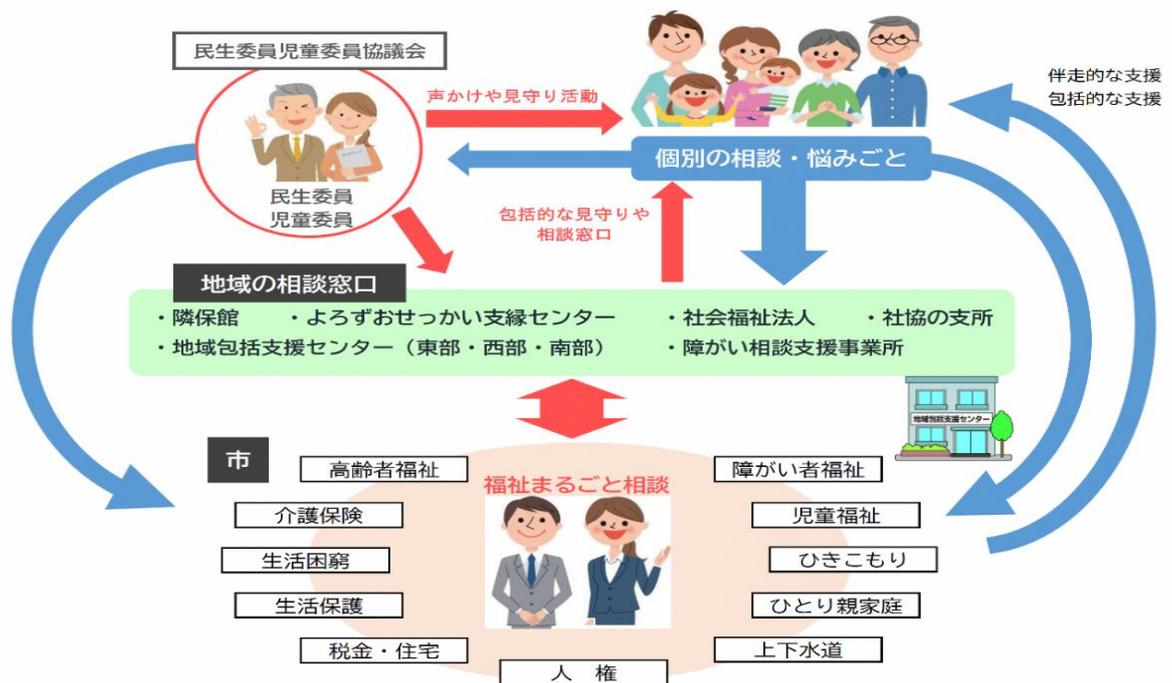


※ 各支援のフィールドの重なりをもってセーフティーネット網を広げ、5つの事業がそれぞれに連携し、重なり合うことで複雑・複合化する課題等への対応や孤立させない地域社会をめざします。

第2章 相談支援体制の現状と課題

1 丹波市における各相談支援機関の現状

本市には、以下のとおり高齢、障がい、子ども、生活困窮者等、すべての市民からの個別の相談、悩みごとを受け止める相談支援体制があります。令和2（2020）年4月からは、個別支援の中核を担う機能として「福祉まるごと相談」を設置し、相談者本人の状態や世帯の状況に関わらず受け止め、生活のしづらさ等を丸ごと相談できる断らない相談体制を進めています。



個別の悩みごと等の相談支援の仕組み図（第3期丹波市地域福祉計画より）

（1）主な相談機関（行政）

| 分野 | 相談機関名 | 拠点数 | 所管課 |
|------|------------------|------|--------|
| 高 齢 | ① 高齢者あんしんセンター | 1 箇所 | 介護保険課 |
| | 地域包括支援センター | 3 箇所 | |
| 障がい | ② 障がい者基幹相談支援センター | 1 箇所 | 障がい福祉課 |
| | ③ 委託相談支援事業所 | 3 箇所 | |
| 子ども | ④ 子育て世代包括支援センター | 1 箇所 | 健康課 |
| | ⑤ 子育て学習センター | 6 箇所 | 子育て支援課 |
| | ⑥ 児童館 | 1 箇所 | 子育て支援課 |
| 生活困窮 | ⑦ 福祉まるごと相談 | 1 箇所 | 社会福祉課 |
| その他 | ⑧ 子ども・若者サポートセンター | 1 箇所 | 社会福祉課 |

(2) 分野別相談窓口の詳細

| | | | |
|--------|---|---------------------------|---------------------------|
| 相談窓口 | ① 地域包括支援センター【高齢】 | | |
| 箇所数・形態 | (基幹) 高齢者あんしんセンター：1箇所・直営 (圏域〈西部・南部・東部〉) 地域包括支援センター：3箇所・委託 | | |
| 支援対象者 | 高齢者等 | | |
| 配置職種 | 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等 | | |
| 機能・役割 | 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。 | | |
| 現状 | 後期高齢者や一人暮らし高齢者等、支援を必要とする方の増加に伴い相談件数が増加しています。地域包括支援センターのみならず、医療機関や介護・福祉等の関係機関及び、民生委員等地域の関係者とネットワークを構築し、困難ケースに対応しています。 | | |
| 課題 | 高齢者だけでなく、同居の子に支援が必要であるにもかかわらず両親である高齢者の同意が得られない等、介護保険制度による解決や介入が困難な方があり、制度を超えた支援体制が必要です。 | | |
| 年間相談件数 | R4：基幹型 100 件 圏域 1,712 件 | R3：基幹型 67 件 圏域 1,561 件 | R2：基幹型 84 件 圏域 1,325 件 |
| | (基幹型は実件数／圏域は延件数) | | |
| 所管課 | 介護保険課 | | |



| | | | |
|--------|--|---------|---------|
| 相談窓口 | ② 障がい者基幹相談支援センター【障がい】 | | |
| 箇所数・形態 | 1箇所・委託 | | |
| 支援対象者 | 障がい者、障がい児、その家族、関係者 | | |
| 配置職種 | 相談支援専門員 | | |
| 機能・役割 | 総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護や虐待防止の取組を通じて地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発等を行います。 | | |
| 現状 | 障がい分野における地域の相談支援体制の充実をめざし、主任相談支援専門員や委託相談支援事業所、市とも連携し個別ケースへの支援に対する指導や助言を行うとともに、相談支援専門員の資質向上をめざした研修等を行っています。 | | |
| 課題 | 障がいに対する意識の高まりもある中、対応件数が増え、市内相談支援体制としてのマンパワー不足が生じています。また、身体・知的・精神といった障がい分野の専門性に加え、困窮や高齢介護、一人親世帯への対応等、広く深い対応が求められています。 | | |
| 年間相談件数 | R4：380件 | R3：421件 | R2：171件 |
| 所管課 | 障がい福祉課 | | |

| | | | |
|--------|--|---------|---------|
| 相談窓口 | ③ 委託相談支援事業所【障がい】 | | |
| 箇所数・形態 | 3箇所・委託 | | |
| 支援対象者 | 障がい者、障がい児、その家族、関係者 | | |
| 配置職種 | 相談支援専門員 | | |
| 機能・役割 | 障がいのある方やそのご家族の方を中心に相談支援を実施しています。各種福祉サービスの情報提供や利用方法、日々の心配ごとなど障がいに関わる生活全般の相談に対応しています。 | | |
| 現状 | 家庭における介護力や対応力の低下、貧困や災害などの社会的な不安要素の増加もあり、精神的に不安定になられる方や生活への困りごとを抱える方が増えるなど、相談件数や対応に要する時間は増加傾向にあります。 | | |
| 課題 | 障がいと困窮、障がい者と高齢者などの複合的な課題を抱えるケースが増えているのに対し、相談対応ができる専門職の人員不足などの課題が生じています。 | | |
| 年間相談件数 | R4：862件 | R3：739件 | R2：737件 |
| 所管課 | 障がい福祉課 | | |

| | | | |
|--------|--|---------|---------|
| 相談窓口 | ④ 子育て世代包括支援センター【子ども】 | | |
| 箇所数・形態 | 1箇所・直営 | | |
| 支援対象者 | 妊娠、出産、子育てに不安や悩みを抱える者等 | | |
| 配置職種 | 保健師、栄養士、心理士、助産師 | | |
| 機能・役割 | 平成30(2018)年4月から、健やかに安心して出産、子育てをしていただけるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なくサポートする総合相談窓口を開設しています。 | | |
| 現状 | 複合的な課題を抱えた家庭や、SOSを発信できずにいる家庭、また両親が外国籍の家庭が増加しています。 | | |
| 課題 | 保健・医療だけでなく、福祉部局や教育部局との連携がますます必要になっています。制度の拡充も必要です。 | | |
| 年間相談件数 | R4：532件 | R3：502件 | R2：539件 |
| 所管課 | 健康課 | | |

| | | | |
|--------|---|-----------|---------|
| 相談窓口 | ⑤ 子育て学習センター【子ども】 | | |
| 箇所数・形態 | 6箇所・直営 | | |
| 支援対象者 | 子育て中の親子 | | |
| 配置職種 | 子育て指導員 | | |
| 機能・役割 | <p>(1)利用者支援 子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行っています。</p> <p>(2)地域連携 子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等を行います。</p> | | |
| 現状 | 就園前の子どもがいる家庭や保護者からの子育ての悩みや子どもの発達についての相談が中心となっており、その多くはその場で完結する相談となっています。複雑な相談の場合は、適切な機関へつないでいます。 | | |
| 課題 | 複雑な相談の場合は、判断や対応方法に迷いや不安が生じることがあり、迅速に適切な機関へつなげる体制の構築が必要になっています。 | | |
| 年間相談件数 | R4：1,097件 | R3：1,238件 | R2：876件 |
| 所管課 | 子育て支援課 | | |

| | | | |
|--------|--|--|--|
| 相談窓口 | ⑥ 児童館【子ども】 | | |
| 箇所数・形態 | 1箇所・直営 | | |
| 支援対象者 | 子育て中の親子 | | |
| 配置職種 | 児童厚生員 | | |
| 機能・役割 | 子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。子どもたちに遊びを通して考え、決断し、行動し、責任をもつという独自性・自主性・社会性が身につけられる機会を提供しています。 | | |
| 現状 | 年間を通じて様々な事業を実施し、子どもに健全な遊びを提供し、健康増進と豊かな情操を育てています。また、保護者からの子育ての悩みや子どもの発達についての相談もあります。 | | |
| 課題 | 複雑な相談の場合は、判断や対応方法に迷いや不安が生じることがあり、迅速に適切な機関へつなげる体制の構築が必要になっています。 | | |
| 所管課 | 子育て支援課 | | |

| | | | |
|--------|--|---------|---------|
| 相談窓口 | ⑦ 福祉まるごと相談【生活困窮】 | | |
| 箇所数・形態 | 1箇所・直営 | | |
| 支援対象者 | 生活困窮者、生活に課題を抱える者等 | | |
| 配置職種 | 福祉相談員、就労支援員、社会福祉士 | | |
| 機能・役割 | 福祉に関する総合相談窓口として令和2(2020)年4月に開設し、借金や滞納、病気や障がい、家庭関係、住まいがないなど様々な困りごとやどこに相談したらよいか分からない相談に応じ、課題を整理して一緒にその解決に向けた支援、コーディネートを行っています。 | | |
| 現状 | 新型コロナが第5類感染症に移行し、相談件数は減少傾向にあるものの物価高騰等の影響を受けて金銭問題や多重債務を抱える人からの相談や8050問題等の複合的な生活課題や制度の狭間の問題が多くあります。 | | |
| 課題 | 複合的な課題を抱えた人からの相談や社会的孤立等によりSOSを発信できずにいる人を相談窓口につなげる、または発見する仕組みが必要です。 | | |
| 年間相談件数 | R4：121件 | R3：240件 | R2：326件 |
| 所管課 | 社会福祉課 | | |

| | | | |
|--------|---|-----------|-----------|
| 相談窓口 | ⑧ 子ども・若者サポートセンター【その他】 | | |
| 箇所数・形態 | 1箇所・委託 | | |
| 支援対象者 | 社会的ひきこもり等の状態にある者及びその家族 | | |
| 配置職種 | 専門相談員（臨床心理士等）、支援員 | | |
| 機能・役割 | 様々な課題を抱え、ひきこもり等の状態にある方とその家族を対象とした「相談業務」と中間居場所として「フリースペース」の提供を行っています。利用される方が社会参加に向けた一歩を踏み出せることを目的とした支援を行っています。 | | |
| 現状 | 様々なセミナーやイベントを企画し、利用者のニーズに合わせて、社会参加に向けた支援を行っています。利用者数は年々増加傾向にあり、特に令和5年度は新規利用者が急増しました。 | | |
| 課題 | 利用者の増加に伴い、施設や駐車場が手狭となっているため大きな施設への移転や、あらゆる年代の方を対象とすることから、施設名称の変更を検討する必要があります。また、自宅から出ることができず、社会から孤立している方に対して、情報を届け、継続的な訪問等を通して信頼関係を築き、居場所の利用につなげていく取組が必要です。 | | |
| 年間相談件数 | R4：3,283件 | R3：2,921件 | R2：1,674件 |
| 所管課 | 社会福祉課 | | |

2 相談に対する意識と実態

複合的な生活課題や制度の狭間の問題を抱え、支援が届いていない方や世帯の状況を把握することや、重層的支援体制整備事業の推進に向けて必要な体制を検討するため、市内の相談支援機関（高齢、障がい、子ども、生活困窮等）や福祉活動を行う法人等に対して、アンケート調査を実施しました。

(1) アンケート調査の実施概要

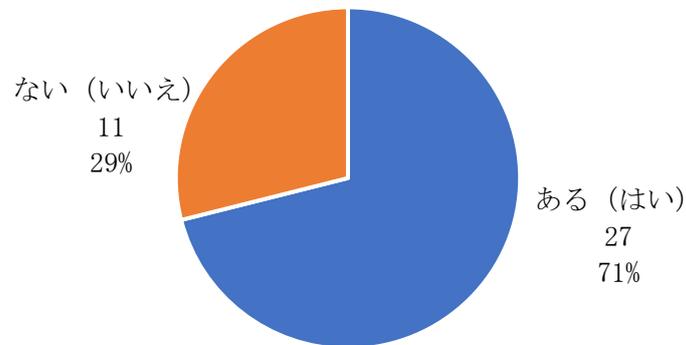
| 区分 | 回答状況 |
|-------|---------------------------|
| 調査対象 | 市内相談事業所（市委託業者等） |
| 調査方法 | メールによる配信・インターネットフォームによる回収 |
| 調査期間 | 令和5(2023)年8月16日(水)～24日(木) |
| 配布数 | 26機関 38名 |
| 有効回答率 | 100% |

(2) アンケート調査対象者

| 分野 | 相談窓口（丹波市省略） | 所管又は委託先 |
|------------|-------------------------------|-----------------|
| 高齢 | 基幹型地域包括支援センター | 丹波市介護保険課 |
| | 西部地域包括支援センター | 医療法人 敬愛会 |
| | 南部地域包括支援センター | 社会医療法人社団 正峰会 |
| | 東部地域包括支援センター | 丹波市社会福祉協議会 |
| 障がい | 障がい者虐待防止センター | 丹波市障がい福祉課 |
| | 障がい者基幹相談支援センター | みつみ福祉会 |
| | 相談支援事業所 | 障害者相談支援センター「小鹿」 |
| | 相談支援事業所 | 相談支援センター たんば快援隊 |
| 子ども | 子育て世代包括支援センター | 丹波市健康課 |
| | 柏原子育て学習センター | 丹波市子育て支援課 |
| | 氷上子育て学習センター | 丹波市子育て支援課 |
| | 青垣子育て学習センター | 丹波市子育て支援課 |
| | 春日子育て学習センター | 丹波市子育て支援課 |
| | 山南子育て学習センター | 丹波市子育て支援課 |
| | 市島子育て学習センター | 丹波市子育て支援課 |
| | こうがやま児童館 | 丹波市子育て支援課 |
| | いじめゼロ支援チーム (レインボー教室・教育相談室) | 丹波市学校教育課 |
| 生活 困窮等 | 子ども・若者サポートセンター | 株式会社ネクステ |
| | 丹(まごごろ)ワークサポートたんば | NPO法人ニュートラル |
| | 社会福祉協議会 | |
| | 隣保館総合生活相談 | 丹波市人権啓発センター |
| | 消費生活センター | 丹波市くらしの安全課 |
| | 家庭児童相談室 | 丹波市社会福祉課 |
| | 福祉事務所 | 丹波市社会福祉課 |
| DV相談支援センター | | |

(3) アンケート調査の主な結果

① 地域住民からの相談を受け止め、他機関と連携する上で困っていることや悩んでいることはありますか。(単一選択)



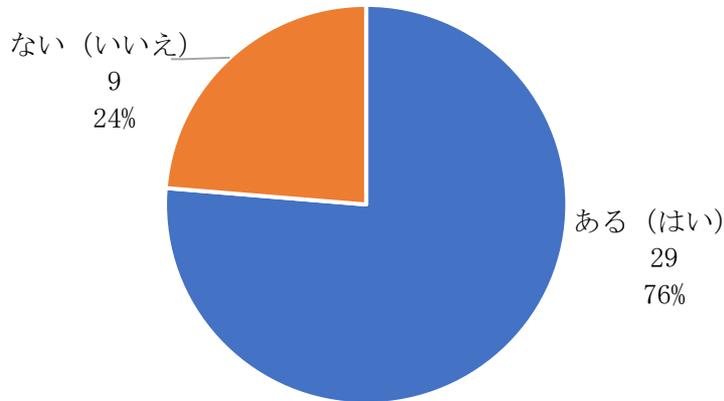
全体の約7割は、困っていることや悩んでいることがある。

② あると選択された方は、困っていること、悩んでいることを下記から選択してください。(複数選択)



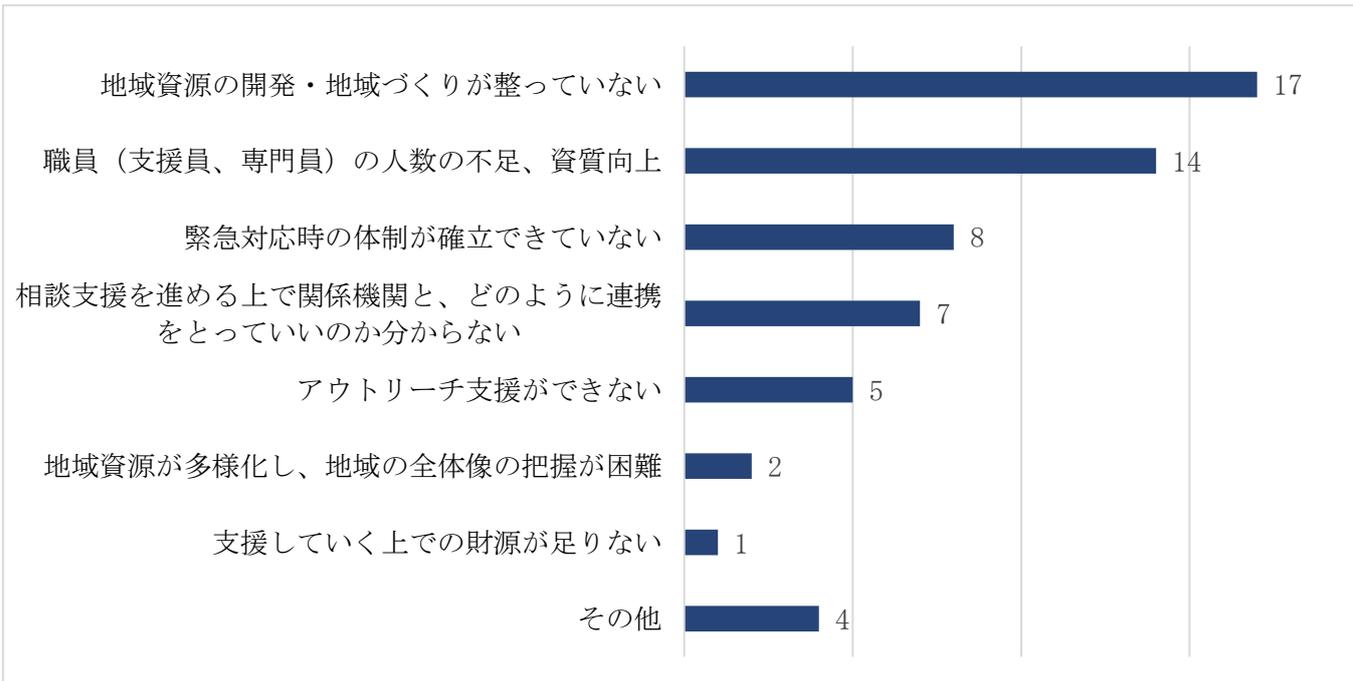
全ての分野(高齢・障がい・子ども・生活困窮等)において、「課題が複数あってすべてに対応できていない」が最も多いことから、どの分野においても課題が複数あり十分な対応ができていないことがうかがえる。

③ 現状の相談を受け止めた後、本人に寄り添い伴走する支援体制において、課題となっていること、支援のしづらさはありますか。



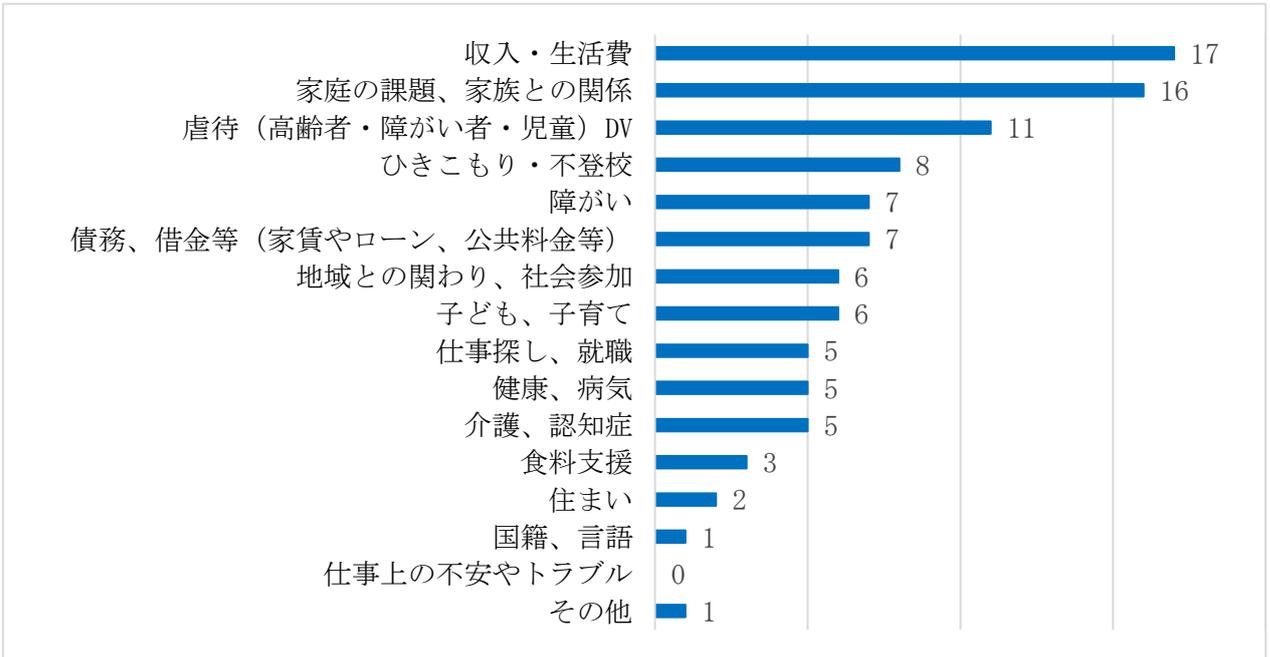
全体の約8割が、伴走支援体制に課題や支援のしづらさを感じていることがうかがえる。

④ 課題となっていること、支援のしづらさについて該当するものを下記から選択してください。
(複数選択可：最大3つまで)



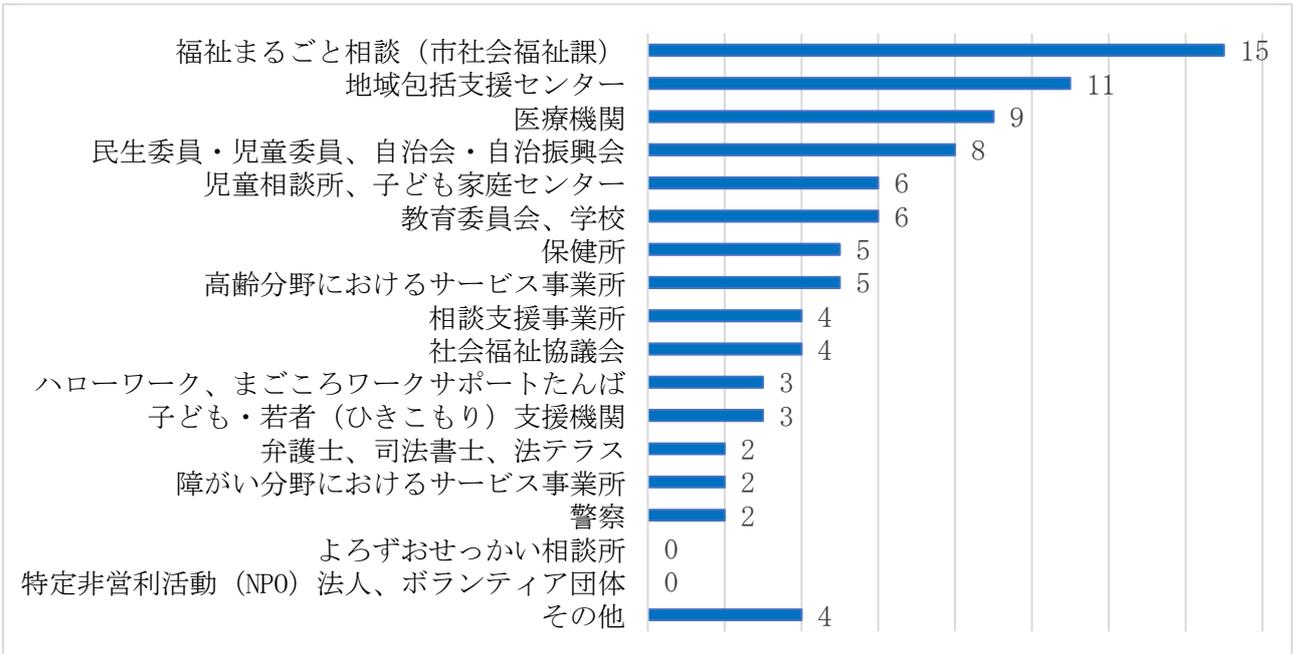
相対的に「地域資源の開発・地域づくりが整っていない」、「職員（支援員・専門員）の人数の不足、資質向上」に課題があるの回答が多く、全体の約半数を占めている。

⑤ 特に多い解決困難な相談内容を下記から選択してください。(複数選択可：最大3つまで)



比較的、それぞれの分野、属性に特化した相談内容が上位を占めている。

⑥ 他機関と連携が必要な場合、主に相談する窓口・支援機関を下記から選択してください。(複数選択可：最大3つまで)



概ね分野（高齢・障がい・子ども・生活困窮等）に応じた連携先が上位を占めているが、相対的には「福祉まるごと相談」が多い。合計「0」のところについては、連携のあり方を見直す必要がある。

3 相談支援の現状と課題（まとめ）

各相談支援機関（高齢、障がい、子ども、生活困窮等）や福祉活動を行う法人等からのアンケート結果や市役所内関係課からの意見等を踏まえ、以下のとおり分析しました。

（１）世代や属性を問わない相談支援体制の構築（他機関との連携）

《現状》

- ・高齢と障がい分野では、基幹相談機関と委託相談機関の役割が異なっており、福祉と教育のつながりが分かりにくいなど分野を超えたつなぎや連携が難しい。
- ・市の相談窓口が直営や委託によって相談を受けた際の関わり方が異なっている。
- ・分野を超えた支援機関同士の役割や機能について共通理解ができていないため、つなぎや連携をしようとしても遠慮やためらいが生じ、課題を抱え込んでいる。

《課題》

- ・複合課題において担当分野の課題には主体的に関わり、他分野の課題にはつなぎを行い「連携ののりしろ」を広げることで解決ができるよう所属機関、他機関の役割や機能を相互に理解する必要がある。

★めざすべき方向性

- ・単独の相談支援機関では対応困難な事例について、「福祉まるごと相談」や「社会福祉協議会」が中心となり、各相談支援機関等が連携し、分野を超えた生活課題の相談についても一括で対応します。【包括的相談支援事業】

（２）つなぎや連携の必要性

《現状》

- ・個人的なスキルや知識、また顔見知り等でつながっており、組織的なつながりはできていない。
- ・相談の入口の支援で止まっており、相談者の複合的な課題（他分野）に対して連携していく意識が低い。つなぐこと、つないだ後のフィードバックが十分ではない。
- ・困った時には行政機関へ相談するという依存が高い。

《課題》

- ・相談の入口で相談をじっくり聞き、複合的な課題については相談者の理解を得ながら課題に応じた適切な機関へつなぎ、支援をしていく体制、特に分野を超えて連携できる体制が必要である。
- ・支援者各々が主体となり、多職種協働で支援するという認識が必要である。

★めざすべき方向性

- ・各分野で実施する既存の地域づくりの取組を活用しながら、世代や属性の枠を超えて受け入れができる交流・活動の場を拡充し、地域とのネットワークの構築を図ります。【地域づくりに向けた支援事業】

(3) 多様な社会参加に向けた支援（社会資源の発掘）

《現状》

- ・子どもが高校を卒業するタイミングや障がいサービスの利用者が65歳になるタイミングなど、既存の制度やサービスだけでは制度の違いや金銭的負担など、従来どおりの支援が受けられなくなるなど、既存の支援制度、サービスだけでは限界がある。
- ・制度の狭間のニーズや困難事例に対し、制度やサービスを創設するというイメージが一定数あり、自助や互助などの社会資源による支援も含むという認識は広がっていない。

《課題》

- ・公的制度に基づくサービス以外に「地域にこういう資源がほしい」と声をあげ、福祉以外の専門職との連携による社会資源の発掘、地域における様々な活動を把握し、相談支援機関等に情報提供を行い、交流、活動の場とのマッチングやコーディネートが必要である。

★めざすべき方向性

- ・地域から孤立する方や世帯が、社会参加するための準備、地域における交流・活動の場、社会資源とのマッチング、コーディネート等の支援を行います。【参加支援事業】
- ・各分野で実施する既存の地域づくりの取組を活用しながら、世代や属性の枠を超えて受け入れができる交流・活動の場を拡充し、地域とのネットワークの構築を図ります。【地域づくりに向けた支援事業】

(4) 支援が必要な世帯に支援を届けるための仕組みづくり（伴走型支援）

《現状》

- ・支援者の思いと対象者の思いはイコールではない。医療受診を望まない、世間体（相談を隠したい）など対象者が支援を望まない。
- ・支援が広がるよう信頼関係の構築のため、こまめに声かけをしている。その一方で支援を望まない対象者への対応は必要かという考えもある。
- ・課題解決型ではなく、具体的な相談につながらない伴走型支援については支援しづらいという思いは多い。

《課題》

- ・対象者が支援（介入）を望まない場合でも、時間を置く、又は別の機関（人）がアプローチするなど、どのようにすれば対象者とつながるか各機関が主体的に関わる必要がある。
- ・対象者に寄り添いながらつながっていくアウトリーチ体制が必要である。

★めざすべき方向性

- ・必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、訪問、電話、地域住民との連携等により本人への積極的な接触を試み、信頼関係を構築しながら、課題の解決に向けた必要な支援へつなぎます。【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

(5) 課題整理と支援のコーディネート（地域づくりに向けた支援）

《現状》

- ・複合課題の相談を受けた場合、支援の対象者と課題の見え方は受けた窓口によって偏りが生じ、課題の全体をアセスメントすることはできていない。
- ・分野ごとのいわゆる縦割りの相談はできているが、横につながるという体制は構築できておらず、各支援機関がつながる場が不足している。
- ・包括的に相談を受け止めることができず、また、複雑・複合化した課題については、分野横断的に支援する体制構築及び共有できる場がないため、支援が広がらない。

《課題》

- ・まずは複合課題を受け止め、適切な相談窓口へコーディネートする役割が必要である。
- ・原課の相談機能を土台に属性が異なる複雑・複合化した課題を分野横断的に共有する場と、属性ごとに主体となって支援する体制を構築する必要がある。

★めざすべき方向性

- ・様々な相談支援機関の責任関係を明確にするため、相談支援機関の役割分担の協議、支援方針の決定を行います。【多機関協働事業】

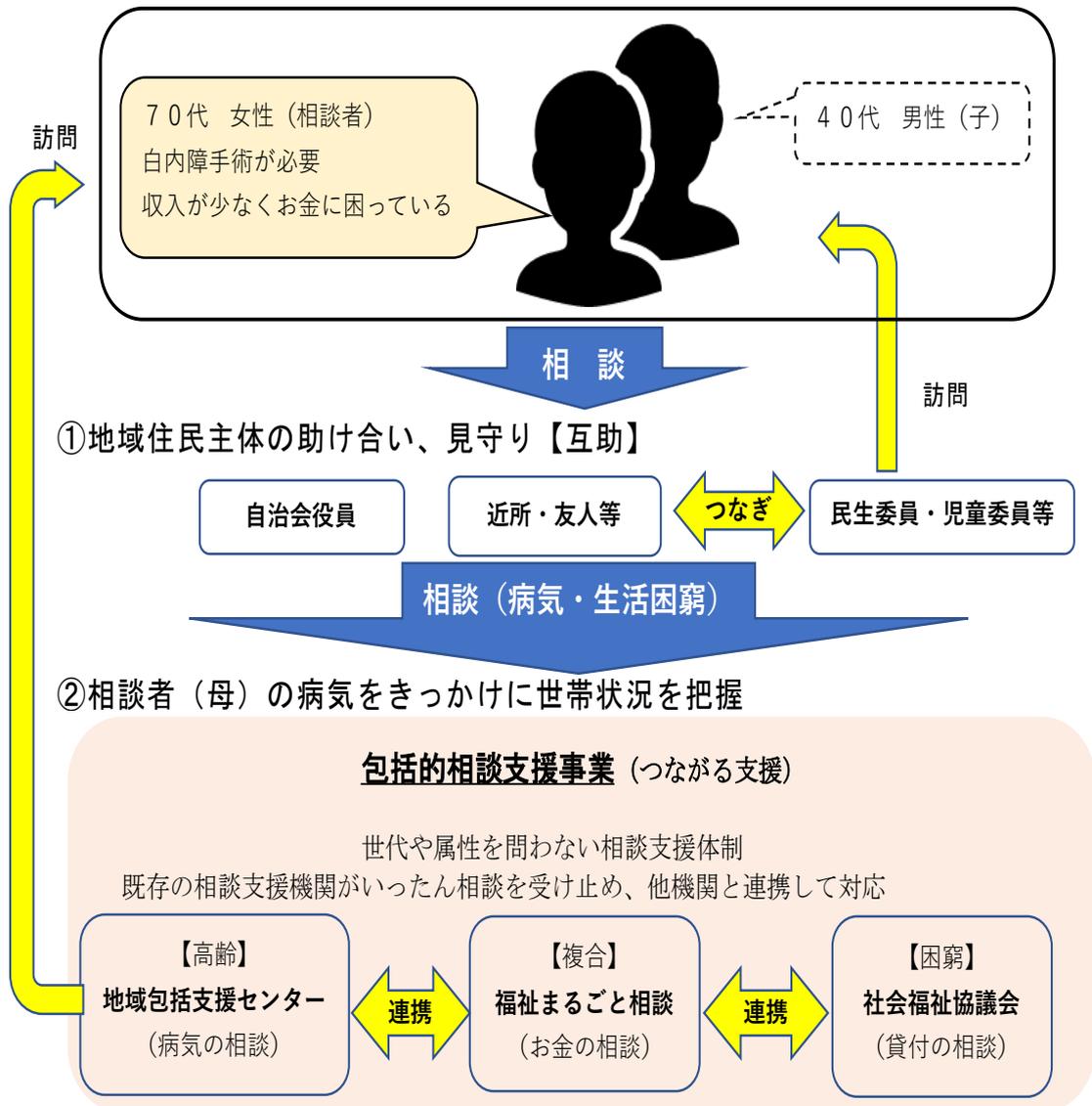
第3章 重層的支援体制の構築

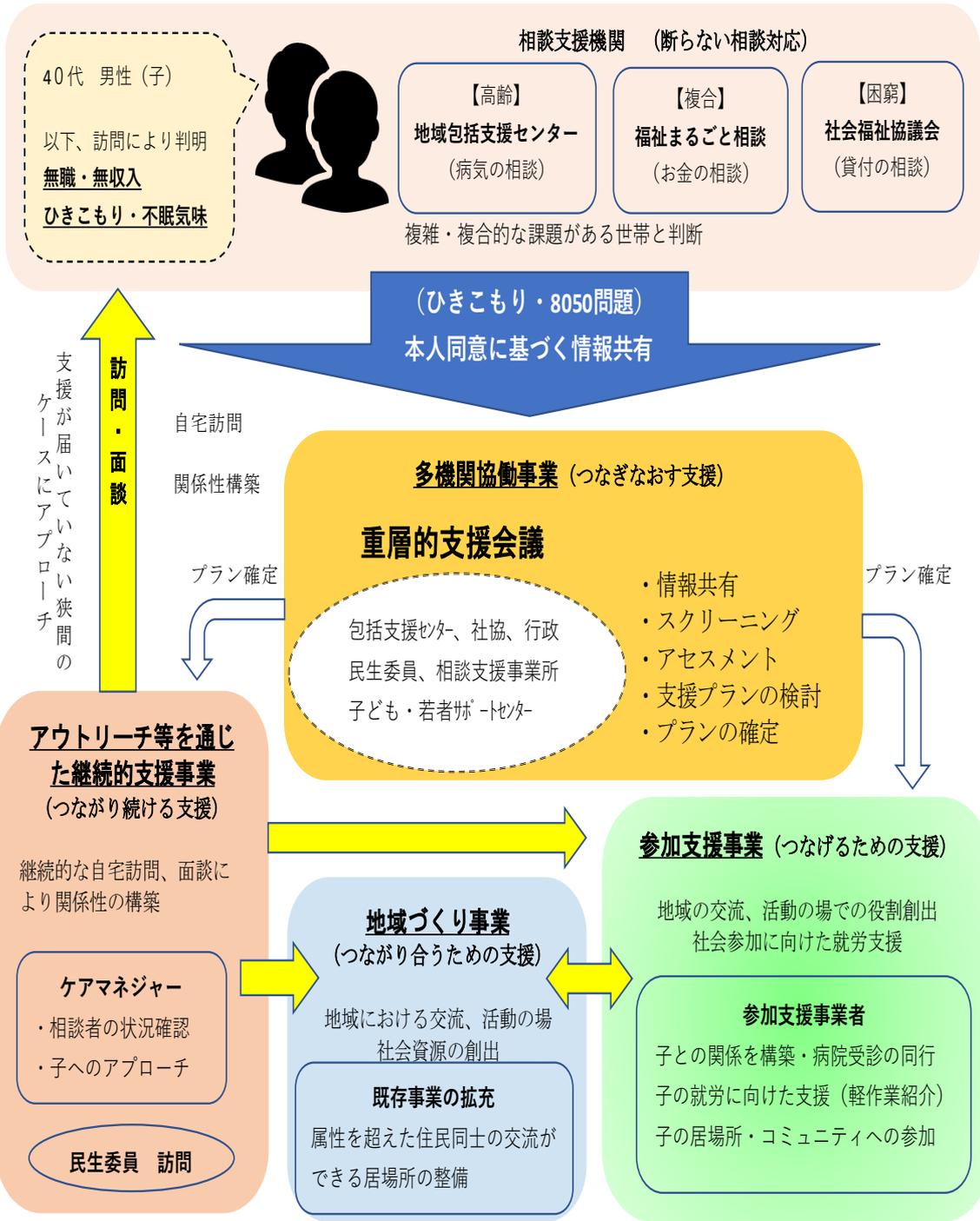
1 重層的支援体制整備事業における実施体制

ひきこもり支援拒否等の社会からの孤立、8050問題や介護と育児のダブルケア問題等のように地域住民が抱える課題が複雑・複合化しており、従来の分野別の支援体制では、対応が困難になっている現状を踏まえて、本市では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を十分に活用しながら、包括的支援体制の構築のために5つの事業がそれぞれ連携し、人と人、人と地域が重なり合うことでつながり合う実施体制を構築します。

■ 丹波市における支援イメージ（支援フロー）

ケース事例【病気・生活困窮・ひきこもり・8050問題】





■ 事業実施によるメリット

- ① 相談支援機関等の負担軽減
 - 複雑・複合化した課題に対する関係者との調整を多機関協働事業が担う
- ② 福祉からの地域づくりの推進
 - 相談者の日常生活における課題に着目し、地域での支えあいを推進
- ③ 伴走型支援による継続的な関わり
 - 多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援により定期的な訪問実施

2 各事業の内容

(1) 包括的相談支援事業

継続

(法第106条の4第2項第1項)

■ 事業概要

高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性・世代・相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

設置形態は、既存の拠点の機能は変更せず、複雑・複合化した課題を抱えた人の相談の受け止めや支援関係機関への連携を図ります。

★ポイント：困りごとを抱える人が必要な支援機関につながる支援

事業の方向性

- ・まずは相談をしっかりと受け止める。
- ・支援機関の役割を相互理解し、複合課題に対して連携をとりながら対応する。
- ・複雑な課題に対しては、多機関協働事業につなげる。

■ 丹波市における実施体制

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 事業名・分野 | 総合相談支援事業【高齢】 |
| 箇所数・形態 | 1箇所・直営（高齢者あんしんセンター） 3箇所・委託（圏域〈西部・南部・東部〉地域包括支援センター） |
| 実施内容 | 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の機関又は制度の利用につながる支援を行います。 |
| 方向性 具体的な取組 | 相談を受け止めるとともに、複合課題に対しては、各支援機関における役割の相互理解のもと連携を取りながら対応し、必要に応じて他機関協働事業につなぎます。 |
| 所管課 | 介護保険課 |

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| 事業名・分野 | 相談支援事業【障がい】 |
| 箇所数・形態 | 1箇所・委託（障がい者基幹相談支援センター） 3箇所・委託（委託相談支援事業所） |
| 実施内容 | <p>障がい者基幹相談支援センターは地域における相談支援体制の整備や社会資源開発等を行います。</p> <p>委託相談支援事業所は、障がいがある方からの全般的な相談の受付を行うとともに、必要に応じて各種制度の案内を行ったり、病院受診の案内、特定相談支援事業所や地域包括支援センターへつなぐなどの業務を行います。</p> <p>指定特定相談支援事業所は、計画相談支援を行うことで、利用者を個別に支援します。</p> <p>以上の障がい者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の3層構造で市内の障がい者に対する相談支援体制を構築します。</p> |
| 方向性 具体的な取組 | 3層構造の相談支援体制の継続した実施と内容の充実が図れるように取組を継続します。一方で高齢や困窮、医療との連携ができるようにすることで、包括的な相談支援体制が担えるようにします。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 事業名・分野 | 利用者支援事業【子ども】 |
| 箇所数・形態 | 6箇所・直営（子育て学習センター） |
| 実施内容 | <p>(1)利用者支援 子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行っています。</p> <p>(2)地域連携 子育て支援等の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。</p> |
| 方向性 具体的な取組 | 複雑・複合化した問題については支援する体制の構築が求められており、多機関の協働をコーディネートする体制を整えます。 |
| 所管課 | 子育て支援課 |

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| 事業名・分野 | 自立相談支援事業【生活困窮】 |
| 箇所数・形態 | 1箇所・直営(福祉まるごと相談・権利擁護支援センターよりそい) |
| 実施内容 | <p>市社会福祉課の福祉総合相談窓口「福祉まるごと相談」では、生活困窮をはじめ、困りごとを抱えた本人、家族、相談を受けた地域住民や民生委員からの相談に応じ、課題を整理して、関係機関と連携し、必要なサービスの提供につなぎます。</p> <p>権利擁護支援を必要とする人が、人権や財産が侵害されることなく安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の権利擁護を一層推進するため、地域・福祉・司法など多様な主体や、既存の仕組みとの連携を図り、成年後見制度の利用促進や適切な支援につなぎます。</p> |
| 方向性 具体的な取組 | <p>生活困窮者等に対し、複合的な課題に包括的、一元的に対応します。就労支援員による就労支援、家計相談会による家計の見直し支援、市関係課や関係機関とのネットワークづくりに取り組みます。</p> <p>地域全体の見守り体制の中で権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、その人らしい生活が継続できるよう、令和6年4月から福祉まるごと相談の中に、権利擁護支援センター「よりそい」を設置し、成年後見制度や権利擁護に関する相談体制の拡充と地域連携ネットワークを構築します。</p> |
| 所管課 | 社会福祉課 |

■ 取組方針

複雑・複合化した支援ニーズを抱える方や、制度の狭間のニーズを抱える方が相談窓口につながるよう相談窓口の周知・啓発を実施します。

複合課題については、他機関につなぎ、連携をとりながら相互に対応します。

(2) 地域づくり事業

継続

(法第106条の4第2項第3項)

■ 事業概要

高齢、障がい、子ども、生活困窮等の分野ごとに行われている既存の地域づくりに関する事業を一体的に実施することで、世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりの整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築等により地域における多様な取組のコーディネート等を行うものです。既存の地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて市民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を図ります。

★ポイント：地域活動を通じた人と人、人と地域がつながり合うための支援

事業の方向性

- ・ 世代、属性や抱えている問題を超えて、交流できる場を創出する。
- ・ 地域のニーズと社会資源をコーディネートする。

■ 丹波市における実施体制

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 事業名・分野 | 生活支援体制整備事業【高齢】 |
| 箇所数・形態 | 1箇所・委託 |
| 実施内容 | 日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による介護予防・生活支援の提供体制を構築するため、資源開発やネットワーク構築等のコーディネートを行い、地域における様々な主体と連携して助けあい・支えあいの生活支援体制の充実・強化を図ることを目的とし、下記の4事業を柱とし実施しています。 (1) 支えあい推進会議 (2) 暮らし応援隊 (3) 地域資源 (4) よろずおせっかい相談所 |
| 方向性 具体的な取組 | 支えあい推進会議の未設置地区への働きかけを行い、既設置地区へは更なる協議の活性化を働きかけます。 暮らし応援隊養成講座を開催し、登録者の増加をめざします。 地域資源の発掘・開発に重点を置き、地域のニーズと地域資源のマッチングを進めます。 よろずおせっかい相談所のあり方を検討し、活用を進めます。 |
| 所管課 | 介護保険課 |

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 事業名・分野 | 地域活動支援センター事業【障がい】 |
| 箇所数・形態 | 2箇所・補助 |
| 実施内容 | 障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、障がい者の地域生活を支援します。 |
| 方向性 具体的な取組 | 障がい者の日中活動の「居場所」として、創作的活動等を通じて障がい者同士のつながりや仲間意識を育てます。 また、施設外での活動を通じて地域とつながり、障がい者の自立と社会参加を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 事業名・分野 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【生活困窮】 |
| 箇所数・形態 | 1箇所・補助 |
| 実施内容 | 地域の福祉ニーズ、地域課題の把握等を行い、全世代が自由に参加・交流できる拠点の整備や市民の身近な地域における話し合いの場づくり等を行います。 |
| 方向性 具体的な取組 | 地域住民による互助の取組の活性化を図り、課題を抱える者の早期発見、課題を深刻化させない予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりに資するよう、新たに生活困窮や望まない孤独・孤立に悩む方と地域とのつながりを確保します。 |
| 所管課 | 社会福祉課 |

■ 取組方針

地域づくり事業者間の情報共有、意見交換を行い、事業者間のつながりづくりの在り方を検討し、地域のニーズと社会資源をコーディネートする役割を担います。

(3) 参加支援事業

新規

(法第106条の4第2項第2項)

■ 事業概要

既存の社会参加に向けた事業では対応できない制度の狭間の本人や世帯のニーズに対応するため、地域の福祉サービスや事業所、市民活動等の地域資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。

本人・家族のニーズや課題等を丁寧に把握し、社会資源との間をコーディネートや本人・家族の支援メニューのマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により多様な社会参加の実現を図ります。

★ポイント：狭間の支援ニーズをもつ人と地域・社会をつなげる支援

事業の方向性

- ・相談者のニーズと社会資源をマッチングさせる。
- ・社会資源の発掘（洗い出し）を行い、ニーズに対応できるよう活用方法を拡充する。

■ 丹波市における実施体制

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 事業名 | いきいき百歳体操 |
| 箇所数・形態 | 192箇所・地域による自主運営（概ね自治会単位） |
| 実施内容 | いきいき百歳体操の実施 |
| 実施可能と思われる取組 | 現状も高齢者の「通いの場」として、各自治会で事業展開されていますが、要支援・要介護状態の方や認知症の方の受け入れを強化します。 また、運営の手伝い等のボランティア的な社会参加についても、マッチングが見込まれます。 |
| 成果目標 取組指標 | いきいき百歳体操参加率9%/年 |
| 所管課 | 介護保険課 |

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 事業名 | ひきこもり自立支援居場所運営 |
| 箇所数・形態 | 1箇所・委託 |
| 実施内容 | 地域から孤立する方や世帯が社会参加しやすくなるための準備、地域における交流の場とのマッチング、コーディネート等の支援を行います。 |
| 今後の展開 | <p>子ども・若者サポートセンターの居場所利用者に対して、社会とのつながりを作るための支援、地域における様々な活動を把握し利用者のニーズを踏まえたマッチング活動をプロポーザル方式により事業者から提案を受け、センター機能の拡充を図ります。</p> <p>事業拡充に伴い、既存施設では狭小であることから、遊休施設を改修し、ここを拠点として地域の社会資源とのマッチングを行います。また、年齢制限を設けず、社会的孤立状態にある方を対象とするため、子ども・若者サポートセンターの名称変更も行います。</p> |
| 実施可能と思われる取組 | <p>子ども・若者サポートセンターの利用者に対して、就労等、社会参加に向けたニーズを確認した上で、地域における社会資源との調整、連携を行い、社会参加の機会を提供します。</p> <p>受け入れが想定される事業所等との連携構築や定着に向けた支援及び受け入れ先のフォローアップ支援を行います。</p> |
| 成果目標 取組指標 | 社会とのつながりづくりに向けた連携先の開発数 5箇所 |
| 所管課 | 社会福祉課 |

■ 取組方針

既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、地域の社会資源を活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

本人のニーズや課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人の支援メニューのマッチングを行います。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

新規

(法第106条の4第2項第1項)

■ 事業概要

長期にわたりひきこもりの状態にある等、複雑・複合化した課題を抱えながらも自ら支援を求めることのできない方や支援に対して拒否的な方等、必要な支援が届いていない方に支援を届けるため、本人や家族と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行うものです。

支援が届いていない対象者を発掘するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、その連携を通じた情報収集を図ります。

★ポイント：支援が届いていない人に寄り添い、伴走しながらつながり続ける支援

事業の方向性

- ・潜在的ニーズはあるが相談につながらない人、支援が届かない人の早期発見に取り組む。
- ・相談支援機関から主体的なアプローチを行い、つながる仕組みづくりを行う。

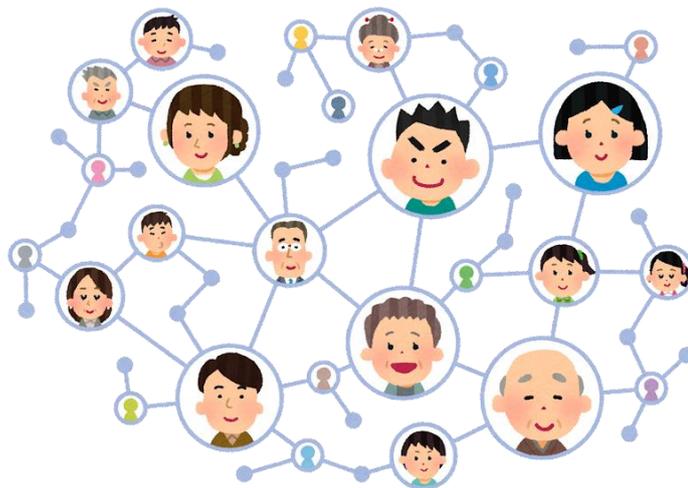
■ 丹波市における実施体制

| 項目 | 内容 |
|-----------------|--|
| 事業名 | ひきこもり自立支援居場所運営 |
| 箇所数・形態 | 1箇所・委託 |
| 実施内容 | 子ども・若者サポートセンターや地域包括支援センターが起点となり、支援につながっていないひきこもりの方等に対して、他の支援機関や地域と連携し、訪問支援を継続的に実施するなど、信頼関係を構築することで居場所をはじめ、福祉サービスや医療機関につなげます。 |
| 実施可能と 思われる取組 | 支援が届いていない人に支援を届けます。 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な対象者を見つけ、本人との信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。 |
| 成果目標 取組指標 | 自宅訪問や声掛け率 100% 子ども・若者サポートセンター居場所利用者の増加 前年度比 10%増 |
| 所管課 | 社会福祉課・介護保険課 |

| 項目 | 内容 |
|-----------------|--|
| 事業名 | 「気になる人リスト」(仮称) 事業 |
| 箇所数・形態 | 3箇所・委託(圏域〈西部・南部・東部〉地域包括支援センター) |
| 実施内容 | 「気になる人リスト」(仮称) による訪問や声掛けを行います。 |
| 実施可能と 思われる取組 | 定期的な訪問や声掛けにより、相談につなげます。 自らSOSを発信しにくい方の早期発見につなげます。 |
| 成果目標 取組指標 | 「気になる人リスト」(仮称) による訪問や声掛け率 100% |
| 所管課 | 介護保険課 |

■ 取組方針

各種会議や関係機関とのネットワークを活用して、本事業による支援について地域住民及び支援機関に周知し、潜在的ニーズのある方の把握に努めます。



(5) 多機関協働事業

新規

(法第106条の4第2項第5項)

■ 事業概要

複雑・複合化した課題を抱えているため、個別の相談支援機関だけでは対応が困難な個人や世帯に対して、相談支援機関からの要請を受け、重層的支援会議を随時開催し、課題の解きほぐしや支援の調整、支援プランの作成、関係機関の役割分担や支援の方向性を整理し、各関係機関が円滑な連携のもと必要な支援を提供できるように調整を行うものです。

★ポイント：複雑・複合化した課題を解きほぐし、支援機関につなぎなおす支援

事業の方向性

- ・市役所内外ともに分野横断的に支援する体制を構築する。
- ・複雑な課題に対しては、重層的支援会議においてケース検討を行う。

■ 丹波市における実施体制

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 事業名 | 重層的支援会議 |
| 箇所数・形態 | 1箇所・直営 |
| 実施内容 | 福祉まるごと相談が中心となり、複合的な課題を抱えた世帯の支援のため、多機関協働による支援を検討する「重層的支援会議」を開催します。 |
| 実施可能と思われる取組 | 各相談支援機関等の相談窓口で受けた事例のうち、従来の分野別の支援方法では解決できない、複雑・複合化した事例について支援関係機関等の役割分担や支援の方向性の決定、各分野の地域資源を活用した参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を組み合わせた支援プランを作成し、適切な支援につなげます。 |
| 成果目標 取組指標 | 支援プラン策定人数 5人 |
| 所管課 | 社会福祉課 |

■ 取組方針

支援機関から寄せられた複雑・複合化した支援ニーズを有する事例、制度の狭間のニーズを有する事例について、支援プランを作成し、課題の解きほぐしや支援の役割分担、方向性の調整や整理を行います。支援対象者等に対する個別の支援プランの決定とその妥当性を担保するため、重層的支援会議を開催します。



第4章 計画の推進体制と進行管理

1 重層的支援会議の開催

法第106条の6第1項に規定する支援会議として、同法に基づき守秘義務を課すことで、会議の出席者同士が安心して本人やその世帯の個人情報等の共有等を行います。

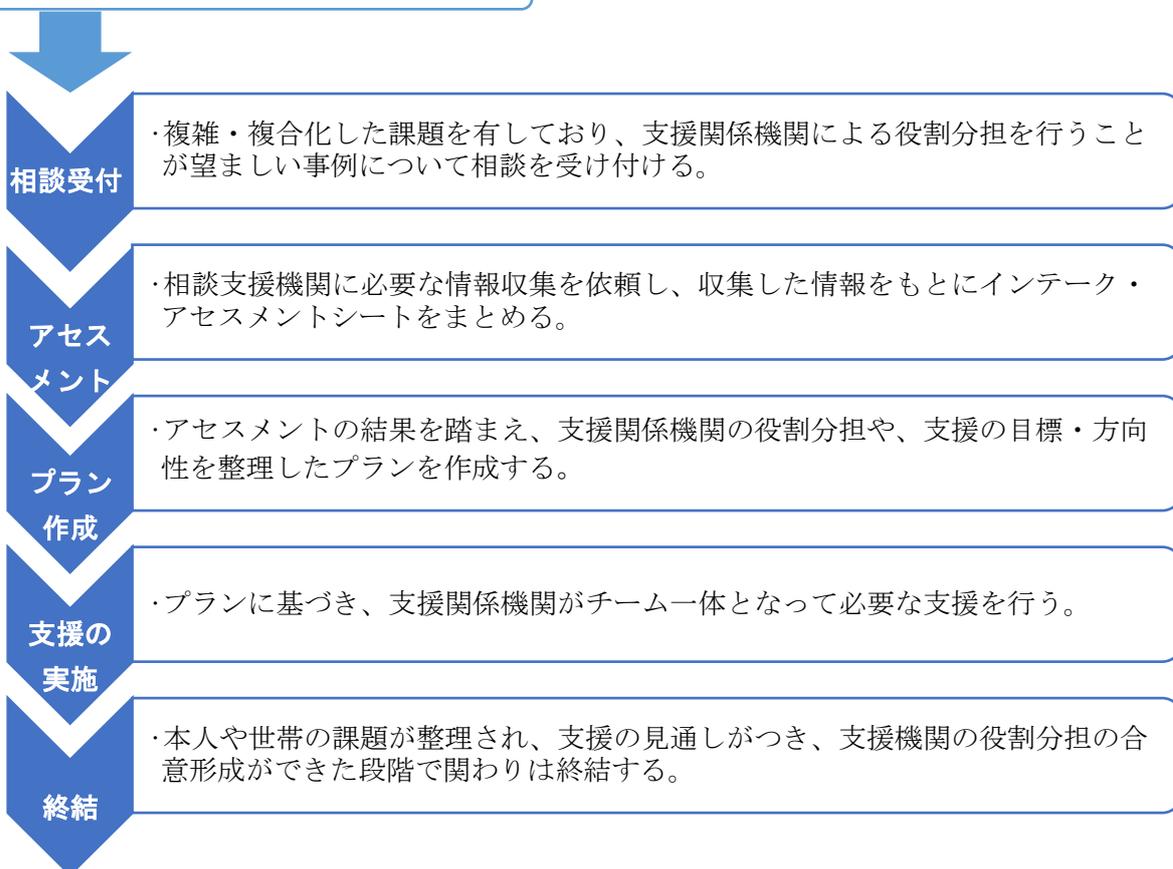
本市では、社会福祉課「福祉まるごと相談」が中心となり、本人から同意を得られた複雑・複合化したケースに関して、本人やその世帯の現在の状況にあった支援関係機関を調整するだけでなく、必要に応じて地域住民などを構成員とし、多機関協働事業として実施し、以下3つの役割について随時検討を行います。

なお、既存の会議体（介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会、福祉総合相談連携会議等）があり、参加者が大きく変わらない場合は、既存の会議体と組み合わせて「重層的支援会議」として開催します。

■ 3つの役割（内容、状況に応じて柔軟に運用します）

- (1) 支援プランの適切性の協議
- (2) プラン終結時等の評価
- (3) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

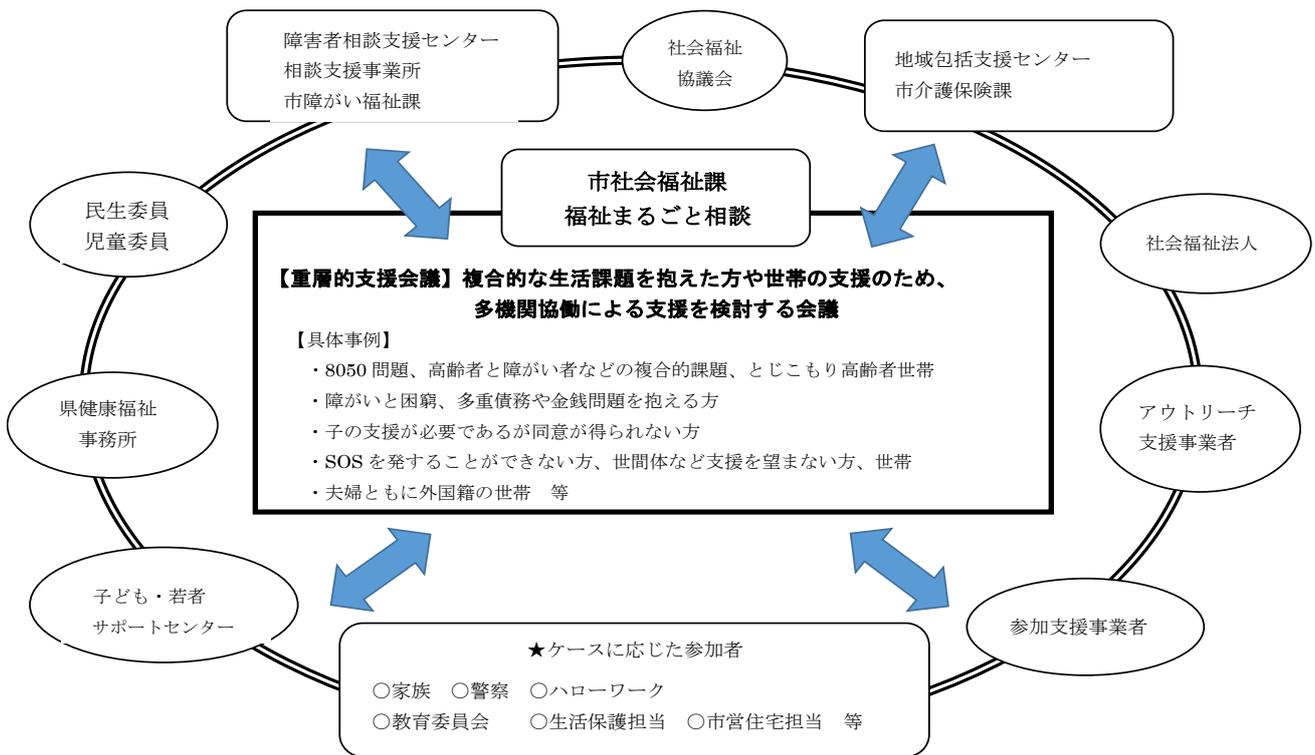
包括的相談支援事業者等からのつなぎ



| 事業名 | 多機関協働事業 |
|-----|---|
| 目的 | 各相談支援機関で受付け、個別ケース会議等で支援を検討する中で、既存の制度では対応できない複雑・複合化した困難ケースについて、本人同意のもと、情報共有を行い、相談支援機関への助言や支援の方向性を決め、支援プランについての議論、アセスメントの評価等を行う。 |
| 開催 | 柔軟に対応するため必要に応じて随時開催する。 |
| 構成員 | 地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会 民生委員・児童委員、県健康福祉事務所、子ども・若者サポートセンター 参加支援事業者（委託）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者（委託） 市関係課職員、その他課題解決のため必要な外部専門職 等 |
| 所管課 | 社会福祉課 |

なお、状況に応じて、対象者ごとの会議体（下表）を重層的支援会議として位置づけ、単独で開催する。

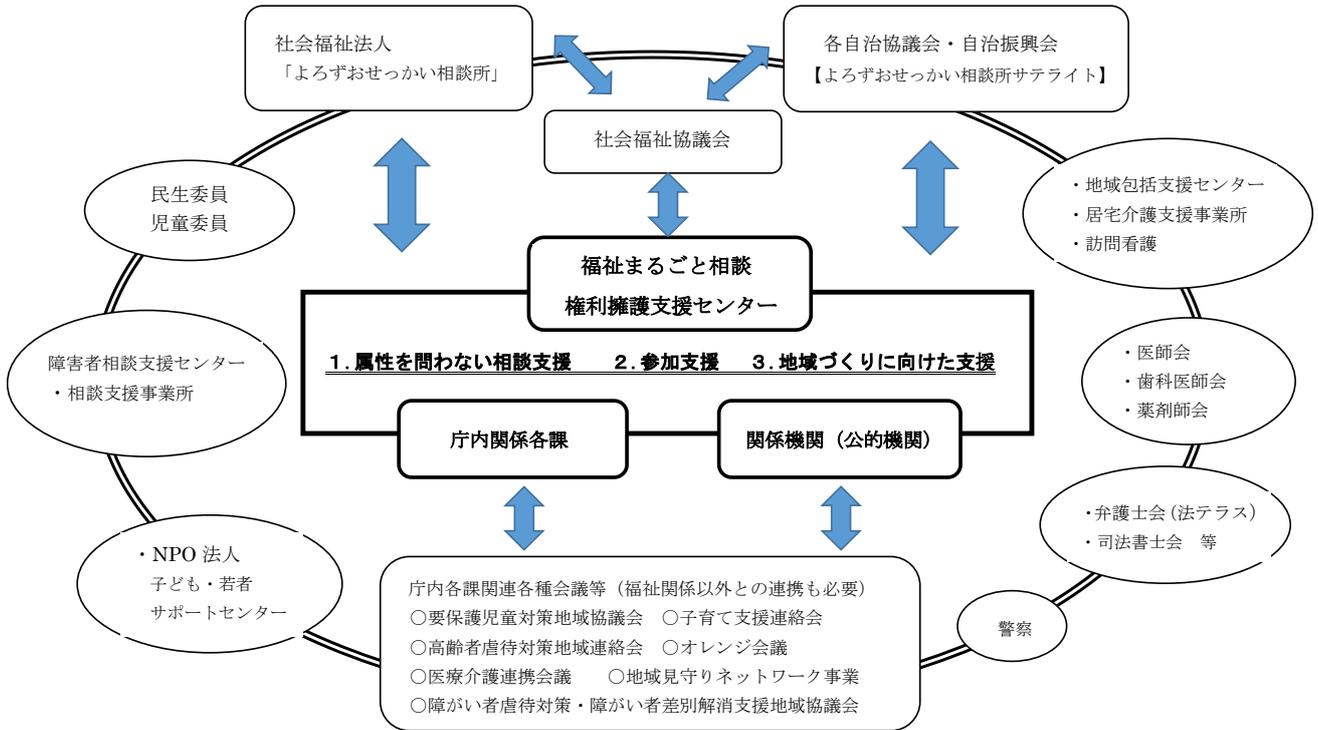
| 分野 | 会議体 | 担当課 |
|------|--------------------|--------|
| 高齢 | 地域ケア会議 | 介護保険課 |
| 障がい | 障がい者施策推進協議会 | 障がい福祉課 |
| 子ども | 要保護児童対策地域協議会 | 社会福祉課 |
| 生活困窮 | 福祉総合相談連携会議、重層的支援会議 | 社会福祉課 |



2 連携体制

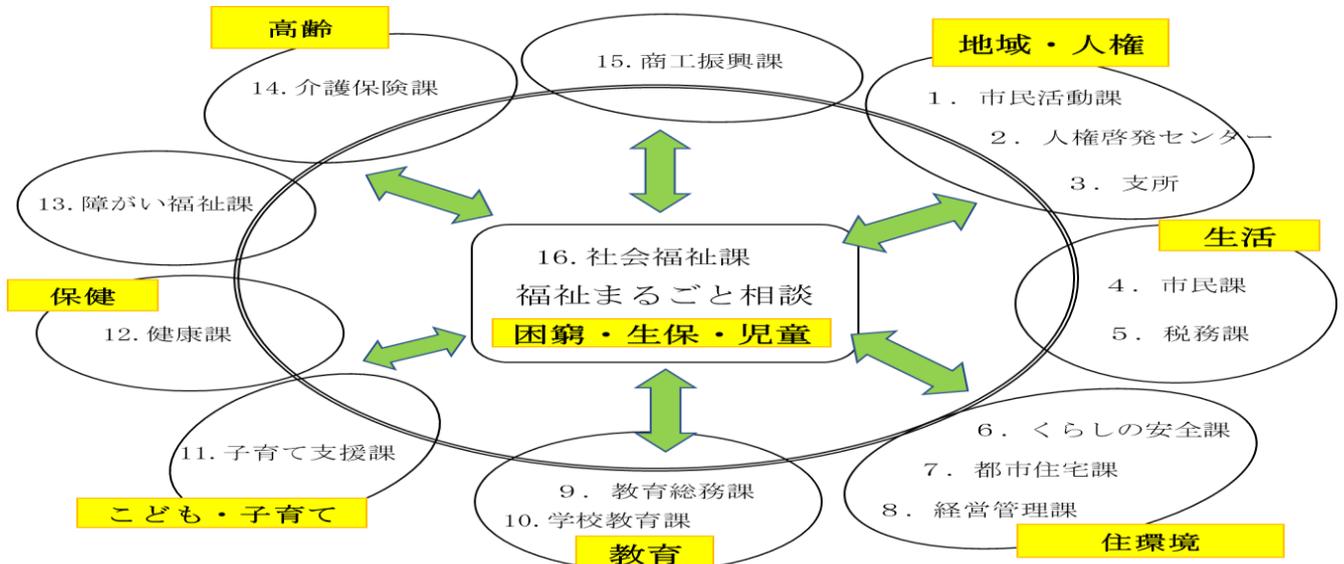
■ 市役所外連携

高齢、障がい、子ども、生活困窮等をはじめとする他分野（医療・労働・教育・地域づくり）等との連携を強化し、事業の一体的な実施を図るとともに、市全体として包括的な支援体制が構築できるよう市社会福祉課「福祉まるごと相談」が中心となり、関係機関間の一体的な連携を図ります。



■ 市役所内連携

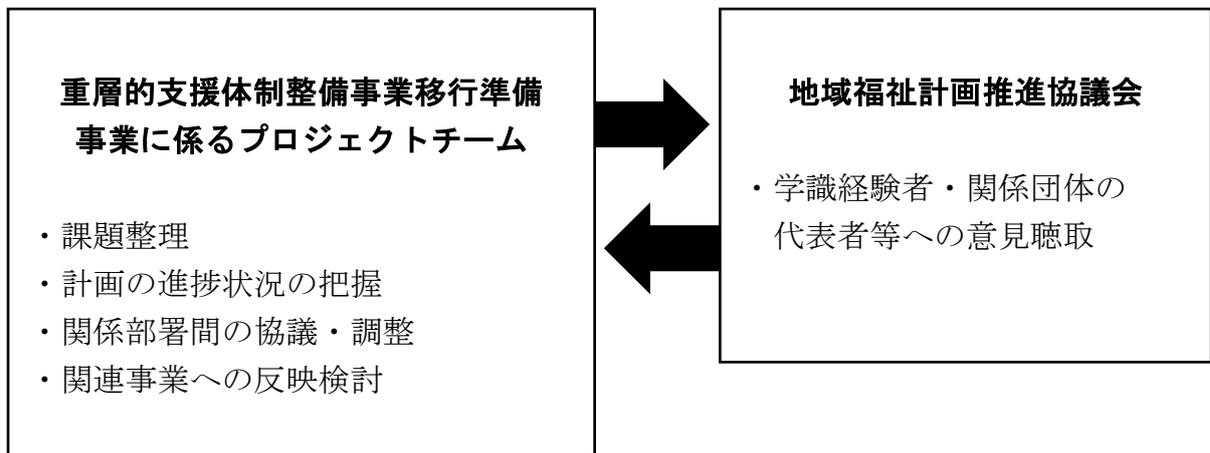
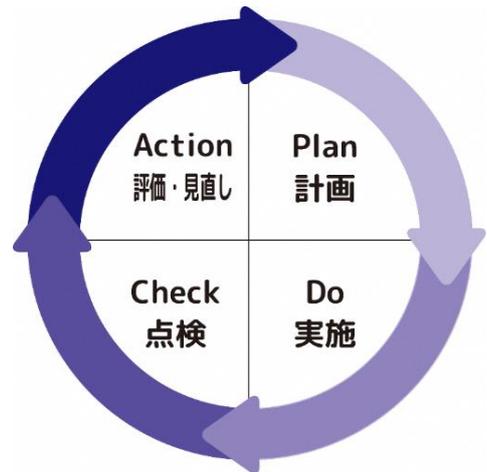
社会福祉課「福祉まるごと相談」が中心となり、重層的支援体制整備事業を推進する課にとどまらず、就労や生活、教育や子育て、地域づくり等を所管する市役所内16部署が地域住民の複雑・複合化した課題を解決するため、横断的な連携を図り、市全体として包括的な支援体制が構築できるよう職員同士の顔の見える関係性を築きます。



3 計画の進行管理

本計画を総合的かつ効果的に推進していくために、市役所内関係課の取組状況等を年1回集約し、計画の実施状況の点検・評価を行います。そして、結果を考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくために、プロジェクトチームにてPDCAサイクルに基づいた進行管理を行います。

さらに、計画進行管理のため、丹波市地域福祉計画推進協議会に進行状況等を報告し、助言・指導を受け、内容の充実に努めます。



- 1 用語集
- 2 丹波市重層的支援体制整備事業実施計画の策定経過
- 3 丹波市重層的支援体制整備事業移行準備事業に係るプロジェクトチーム設置要領
- 4 丹波市重層的支援体制整備事業移行準備事業に係るプロジェクトチーム委員名簿
【任期：2023(令和5)年7月10日～2025(令和7)年3月31日】
- 5 丹波市福祉総合相談連携会議設置規程
- 6 関係法令

1 用語集

【あ】

| 用語 | 解説 |
|--------------------|---|
| アウトリーチ | 支援が必要な人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。 具体的には、自宅などの日常生活の場に出向く訪問支援だけでなく、巡回相談や、電話、メール、対象者がアクセスしやすい場所でのチラシ配布、掲示等のアプローチも含まれる。 |
| アセスメント | 客観的な判断軸で評価・分析すること。利用者の生活環境や困りごとを把握・情報収集し、相手が何を求めているのか正しく知ること。それがどんな状況から生じているかを確認すること。援助活動に先立って行われる一連の手続きのこと。 |
| インテーク | 困りごとのある人、あるいは課題を抱えていると思われる人のところに出向いて、初回面接を行うこと。 |
| インフォーマル | 家族や友人をはじめ、近隣住民、民生委員・児童委員、NPO法人やボランティア等を行う援助活動等で、公的制度に基づくサービス以外のもの。 |
| SNS | ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、人と人との交流を手助け、促進するためのインターネット上のサービスのこと。(例：フェイスブック、ライン、ツイッター、エックス、インスタグラムなど) |
| SDGs (エスディーゼーズ) | 「Sustainable Development Goals」を略したもので、「誰も取り残されない」世界を目指して、すべての国や地域が取り組む目標を掲げている。 |

【か】

| | |
|---------|---|
| 権利擁護 | 障がいや認知症等で判断能力が不十分な人が適切に福祉サービス等を利用し、地域生活を継続することができるよう支援等を行い、人権をはじめとする様々な権利を保護すること。 |
| コーディネート | 問題解決や課題軽減のために対象者と社会資源を結び付け、多機関、多職種等と連携・協働しながら様々な調整を図ること。 |

【さ】

| | |
|---------|--|
| 社会資源 | 社会福祉の支援過程で用いられる資源。利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等を総称したもの。 |
| スクリーニング | ふるいにかけて条件に合うものを選び出すこと。 |
| 相談支援事業所 | 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、当事者やその家族の相談に応じるとともに、必要に応じて地域の関係機関と連携しながら、障がい福祉サービスの利用援助や各種情報の提供等を行う機関。 |

| 用語 | 解説 |
|-------|--|
| 生活困窮者 | 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。 |

【た】

| | |
|------------|--|
| ダブルケア | 同時期に介護と育児の両方を行っている状態 |
| 地域ケア会議 | 支援の困難性が高い場合、利用者の支援にかかわる関係者を招集し、課題解決、ネットワーク構築等を主眼として行われる会議。 |
| 地域包括支援センター | 地域の高齢者に対して、介護・医療・保健・福祉などの必要なサービスを包括的に提供する中核機関。総合相談・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防マネジメント等を行う。市内3箇所に設置。 |

【は】

| | |
|----------|--|
| 8050問題 | 高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「8050問題」と呼ばれている。 |
| 伴走型支援 | 社会復帰や生活再建を目指す人に対して、本人に寄り添いながらその時々状況に対応した支援を行うこと。 |
| ひきこもり | 様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む） |
| PDCAサイクル | Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（評価・見直し）の4つのステップを繰り返し、常に不都合を改善しながら次の計画に成果を反映させて、業務の質を継続的に向上させていく手法のこと。 |

【ま】

| | |
|-----------|--|
| 民生委員・児童委員 | 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行う。 |
|-----------|--|

【や】

| | |
|--------------|--|
| 要保護児童対策地域協議会 | 虐待や非行等、様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会のこと。平成16（2004）年の児童福祉法改正により設置された。 |
|--------------|--|

2 丹波市重層的支援体制整備事業実施計画の策定経過

■策定体制

丹波市重層的支援体制整備事業移行準備事業に係るプロジェクトチーム
 ・市役所内の関係部署で構成し、計画案を検討する場

丹波市重層的支援体制整備事業移行準備に係るプロジェクトチーム

- ①全体会（関係する事業の所管課の管理職を含む職員で構成）
- ②実務者会（関係する事業の所管課の係長、専門職で構成）



丹波市地域福祉計画推進協議会

・学識経験者や関係団体の代表者等で構成し、計画案に対する専門的見地からの意見聴取をする場

丹波市地域福祉計画推進協議会

(学識経験者、支援に関係する専門機関、市民活動関係団体の長で構成)

■策定の経過

| 回 | 年月日 | 内容 | 備考 |
|-----|---------------|---|-------------|
| 第1回 | 令和5年 7月26日 | ① 重層的支援体制整備事業の確認 ② 相談支援体制の実態把握、課題整理 (アンケート調査・ヒアリング実施について) | 第1回 全体会 |
| 第2回 | 8月29日 | ① アンケート調査結果の共有 ② 複合的な課題を抱える家族への支援事例(例: 生活困窮)の共有 | 第2回 全体会 |
| 第3回 | 9月25日 | ① アンケート調査結果を踏まえて各分野における課題の分析及び相互理解 (3グループに分かれてグループワーク) | 第1回 実務者会 |
| | 9月29日 | 【丹波市地域福祉計画推進協議会】 ① 重層的支援体制整備事業について概要説明 | |
| 第4回 | 10月11日 | ① 課題のカテゴリー分類、現状の整理 (各分野でのグループワーク) ・課題に対し解決できる既存事業、取組確認 ・既存事業や取組内容と実効性の確認 | 第2回 実務者会 |

| | 月日 | 内容 | 対象 |
|-------|-------------------|--|------------------------------------|
| 第5回 | 10月31日 | ① 各分野ヒアリング結果の全体共有（相互理解） 及びグループワーク ② 課題解決に向けて必要な支援策の検討 ・既存事業の取組内容、実効性の確認 | 第3回 実務者会 |
| ヒアリング | 10月19日 ～11月20日 | ① ヒアリング調査の実施 ・市関係課及び関係支援機関（委託先）に対する取組 状況、既存事業の確認 ・既存事業からの展開、可能性の確認 【ヒアリング先】 子育て支援課、障がい福祉課、介護保険課、健康課、 社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい 者基幹相談支援センター、相談支援事業所 | 各課 係長・専門職 支援機関 所長・専門職 |
| ヒアリング | 11月14日 | ① 市関係課専門職へのヒアリング ・各事業における課題の整理、分析 | 第4回 実務者会 |
| 第6回 | 12月1日 | ① これまでの振り返り（相互理解） ・事業実施計画策定に向けた確認 ② 課題解決に向けて必要な支援策の検討 | 第3回 全体会 |
| ヒアリング | 12月13日 | ① 市関係課専門職へのヒアリング ・既存事業の取組状況について ・社会資源（地域資源）の確認 | 第5回 実務者会 |
| 第7回 | 令和6年 1月11日 | ① 事業実施計画（素案）の確認 ・ゴールイメージの共有、確認 | 第4回 全体会 |
| | 1月31日 | 【丹波市地域福祉計画推進協議会】 ・重層的支援体制整備事業実施計画（素案）について | |
| 第8回 | 2月16日 | ① 事業実施計画（案）の確認 ・具体的実施事業の確認 | 第5回 全体会 |
| | 2月27日 | 【丹波市地域福祉計画推進協議会】 ・重層的支援体制整備事業実施計画（案）について | |
| 第9回 | 3月19日 | ① 事業実施計画（案）の最終確認 ② 親しみやすい計画名称の決定 ③ 今後のスケジュール | 第6回 全体会 |

3 丹波市重層的支援体制整備事業移行準備事業に係る プロジェクトチーム設置要領

令和5年7月10日

(目的)

第1条 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。以下、「改正社会福祉法」という。）第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業を実施し、市民の複雑化、複合化する支援ニーズに対し、制度の枠を超えて世代や属性を問わない包括的な支援体制を検討することを目的に、重層的支援体制整備事業移行準備事業に係るプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトチームは、重層的支援体制整備事業への円滑な移行を推進するため、以下の事項について検討する。

- (1) 既存事業における現状及び課題の整理、分析
- (2) 介護、障がい、子ども、生活困窮等に係る相談支援体制の改善・充実及び施策
- (3) 事業メニューの創設及び実施提案
- (4) 重層的支援体制整備事業に向けた実施計画案の作成
- (5) その他事業の検討及び実施に関し、必要な事務に関すること

(組織)

第3条 プロジェクトチームの構成員は、別表1に掲げる者をもって組織する。
2 プロジェクトチームの座長は、社会福祉課長をもって充てる。
3 プロジェクトチームは、座長が召集し、主宰する。
4 プロジェクトチームには、必要に応じてその他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第4条 プロジェクトチームの事務局は、社会福祉課に置く。

(開催時期)

第5条 プロジェクトチームの開催は、概ね月1回とするが、座長が必要と認める場合は、座長が随時招集できるものとする。

(設置期間)

第6条 プロジェクトチームの設置期間は、令和5年7月から令和7年3月末までとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要領は、公布の日から施行する。

4 丹波市重層的支援体制整備事業移行準備事業に係る プロジェクトチーム委員名簿

| 部（局・課）名 | 氏 名 | 役 職 | 主な担当（業務） |
|------------|-------|-----------|-----------------------|
| 健康福祉部長 | 高見 智幸 | 部長 | 部統括 |
| 健康・子育て担当部長 | 徳岡 泰 | 部長 | 部統括 |
| 介護保険課 | 大西 万実 | 課長 | 高齢者施策全般 |
| | 村上 浩一 | 係長 | 地域包括支援事業 |
| | 松本佐緒里 | 主任介護支援専門員 | 高齢者在宅医療・介護連携に関する相談支援 |
| | 荻野 幸紀 | 社会福祉士 | 高齢者虐待・権利擁護支援 |
| | 菅村 友佳 | 社会福祉士 | 高齢者虐待・権利擁護支援 |
| | 淵上 直子 | 主任保健師 | 地域支え合い推進、介護予防に関する相談支援 |
| 障がい福祉課 | 足立 和義 | 課長 | 障がい者施策全般 |
| | 荒木 信博 | 副課長 | 障がい者支援事業 |
| | 細見 明弘 | 係長 | 障がい者支援事業 |
| | 荻野 悦代 | 主任社会福祉士 | 障がい者相談・権利擁護支援 |
| 子育て支援課 | 西山 健吾 | 課長 | 子育て支援施策全般 |
| | 芦田 将司 | 係長 | 地域子育て支援事業 |
| 健康課 | 大野 昌也 | 課長 | 母子保健施策全般 |
| | 山本美智子 | 副課長 | 利用者支援事業 |
| 社会福祉課 | 森本 英行 | 次長兼課長 | 社会福祉施策全般・統括 |
| | 吉見 武士 | 係長 | 生活困窮者自立支援 |
| | 橋本 秀明 | 社会福祉士 | 生活困窮相談・権利擁護支援 |
| | 足立 博紀 | 主事 | ひきこもり相談支援 |

5 丹波市福祉総合相談連携会議設置規程

令和3年7月14日

訓令第22号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の3の規定により、高齢、障がい、子育て、経済状況等の分野や属性に関係なく地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整えるために丹波市福祉総合相談連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係機関の連絡調整及び組織体制の確立
- (2) 支援に必要な社会資源のネットワークの構築
- (3) 福祉総合相談に関する情報の収集及び分析
- (4) 福祉総合相談に関する支援内容の検討
- (5) 前各号に掲げるもののほか委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 連携会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) まちづくり部人権啓発センター所長
- (3) まちづくり部市民活動課長
- (4) 支所を代表する支所長
- (5) 財務部税務課長
- (6) 生活環境部市民課長
- (7) 生活環境部くらしの安全課長
- (8) 産業経済部商工振興課長
- (9) 建設部都市住宅課長
- (10) 健康福祉部社会福祉課長
- (11) 健康福祉部障がい福祉課長
- (12) 健康福祉部介護保険課長
- (13) 健康福祉部健康課長
- (14) 健康福祉部子育て支援課長
- (15) 教育委員会事務局教育部学校教育課長
- (16) 教育委員会事務局教育部教育総務課長
- (17) 上下水道部経営管理課長

(委員長及び副委員長)

第4条 連携会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康福祉部社会福祉課長をもって充てる。

- 4 委員長は、会議を総理し、会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連携会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を連携会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属職員をして、代理出席させることができる。

(実務者会)

第7条 担当者間の連携及び個別の事例検討を行うため、連携会議に実務者会を設置する。

- 2 実務者会は、委員長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第8条 連携会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(丹波市生活困窮者支援対策委員会設置規程の廃止)

- 2 丹波市生活困窮者支援対策委員会設置規程(平成27年丹波市訓令第54号)は、廃止する。

附 則 (令和4年2月25日訓令第4号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月16日訓令第11号)

この規程は、公布の日から施行する。

6 関係法令

改正社会福祉法（一部抜粋）

令和3年4月1日施行

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
- ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

- ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

<以下、略>

丹(まごころ)の里



丹波市

発行 丹波市健康福祉部社会福祉課

編集 丹波市重層的支援体制整備事業移行準備事業に係るプロジェクトチーム

助言 丹波市地域福祉計画推進協議会

〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地

電話 0795-88-5272 / FAX 0795-88-5282